（資料－４）

【下請業者の点検】・・・（平成１８年度から新たに実施）

今年度の新規点検項目として、請負額2,500万円以上の下請負業者に対して、適切な下請契約が成されているか、下請業者の主任技術者へヒアリングを実施。

点検項目	下請の主任技術者の専任（常駐）		
点検結果	常駐している	常駐していない	不在
工事件数	59(19)	0	0

（　）：数字は低入札工事件数

点検項目	不当な低い請負代金の禁止				
点検結果	注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した	注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していない	請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たない	請負代金の額が通常必要と認められる原価を満たしている	現場ではわからない
工事件数	0	37(10)	0	0	22(9)

（　）：数字は低入札工事件数

点検項目	不当な使用資材等の購入強制の禁止				
点検結果	工事に使用する資材又は機械器具を指定され利益を害された	工事に使用する資材又は機械器具を指定して購入させられることはなかった	工事に使用する資材等の購入先を指定され利益を害された	工事に使用する資材等の購入先を指定して購入させられることはなかった	現場ではわからない
工事件数	0	53(17)	0	0	6(2)

（　）：数字は低入札工事件数

点検項目	請負代金の支払い実態				
点検結果	契約書とおり支払われている	契約書と相違する支払い	代金が支払われていない	最初の支払い時期がきていない	現場ではわからない
工事件数	34(13)	0	0	8(2)	17(4)

（　）：数字は低入札工事件数